

運営規程（例）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の 運営規程の追加項目について (R6.4.1～)

運営規程の記載例	作成にかかる留意事項等
<p>その他運営規程に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は〇〇市、〇〇市、〇〇市、及び〇〇市により地域生活支援拠点等（法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点をいう。以下同じ）「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 20 年厚生労働省告示第 116 号）第 2 の 3」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>(1) 相談 緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握して登録し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受け入れ・対応 介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。(居宅介護事業所等における緊急時の対応、短期入所事業所による緊急時の受入対応等)</p> <p>(3) 体験の機会・場 障害者等が親元からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能。</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能。</p> <p>(5) 地域の体制づくり 障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能。</p>	<p>(1)から(5)の機能についての記載は例示であり、各事業所の実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p> <p>(1)は、圏域の市から相談支援事業の委託を受けた特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）が対象となります。</p> <p>(2)は、短期入所、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を行う事業所、地域定着支援を行う相談支援事業所が対象となります。</p> <p>(3)は、地域移行支援を行う相談支援事業所や施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉ホーム、生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型を行う事業所が対象となります。</p> <p>(4)は、該当する全ての事業所が対象となります。</p> <p>(5)は、該当する全ての事業所が対象となります。</p>

(注意) 法令の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日以降は、朱書きに変更ください。